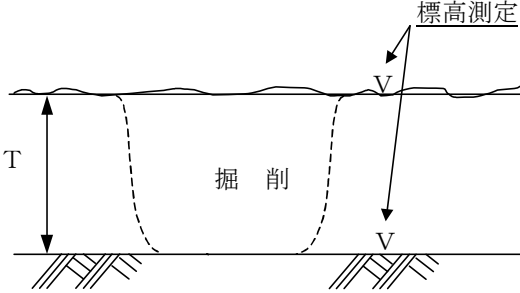
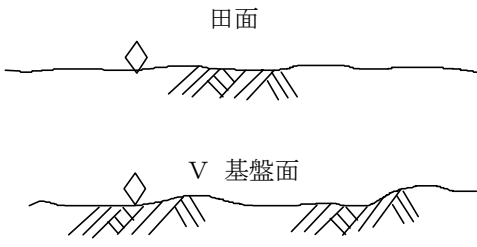
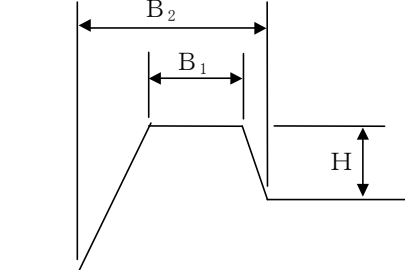
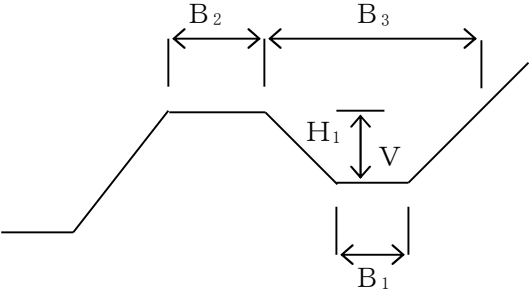
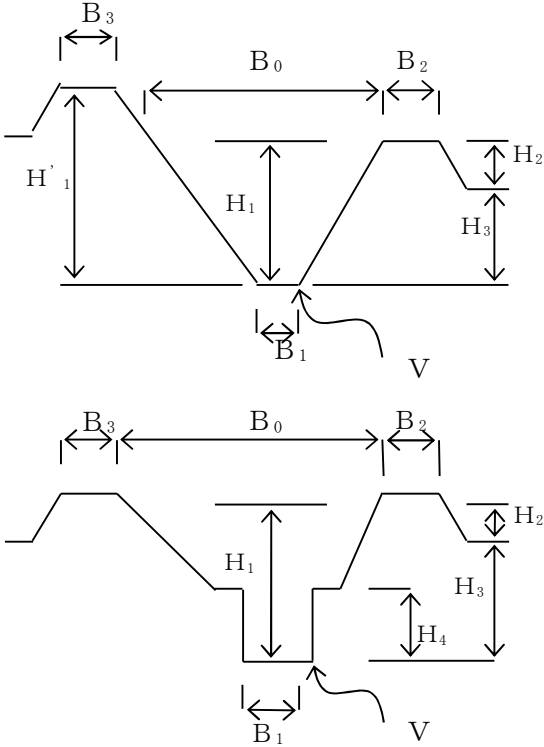


工 種		項 目	規格値(mm)	測 定 基 準
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ(T)	⊖ 20%	10a 当たり 3 点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
	基盤造成 表土整地	基準高(V)	指定したとき ⊕ 150	10a 当たりおおむね 3 点以上。 (標高測定する)
		均平度 (◇)	⊕ 50	
	畦畔復旧	幅(B)	⊖ 50	施工延長おおむね 200mにつき 1 箇所割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、 1 耕区につき 1 箇所割合で 測定する。
		高さ(H)	⊖ 50	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		逆田であってはならない。
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		<p>1 基準高は、基盤面の高さとする。</p> <p>2 均平度は、基盤整地後と表土埋戻後に測定する。</p> <p>逆田であってはならない。</p>
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
2 ほ 場 整 備 工 事	小用水路 (土水路及 びコンクリ ート二次製 品水路)	基 準 高 (V)	指定したとき ⊕65 土水路 ⊕30 二次製品水路	施工延長 100mにつき 1箇所 の割合で耕区中央部で測定す る。
		高 さ (H)	⊕100 ⊖50	
		幅 (B)	⊕100 ⊖50	
		施工延長	⊖0.2%、ただし 200m未満 ⊖400	
2 ほ 場 整 備 工 事	排水路 (土水路及 びコンクリ ート二次製 品水路)	基 準 高 (V)	指定したとき ⊕65 土水路 (ただし、柵渠底版ライニング、 排水フリュームは⊕50)	施工延長 100mにつき 1箇所 の割合で耕区中央部で測定す る。
		高 さ (H)	⊕150 ⊖50 (ただし、堤塘 H ₂ は ⊕100 ⊖35)	
		幅 (B)	⊕100 ⊖50	
		施工延 長	⊖0.2%、ただし 200m未満 ⊖400	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
20点以上のもの	20点未満のもの	—		田区中央部で小用水路底は田面より高くなければならない
20点以上のもの	20点未満のもの	—		<p>標準断面で施工する場合の B_0 の規格値の摘要は H_1 の施工高との関係数値の対比による。標準断面で施工する場合、現地条件から H_1、H_3 が止むを得ず⊕規格値を超える場合で監督員が止むを得ないと判断した場合は合格とすることができる。コンクリート2次製品（柵渠）等の寸法は各々の規格値による。</p>

工 種	項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	
2 ほ 場 整 備 工 事	道路工(砂利道以下)	基 準 高 (V)	指定したとき ± 150	幹線道路は、施工延長 50mに 1箇所割合で測定する。 支線道路はおおむね 200mにつき 1箇所測定する。
		高 さ (H)	$\ominus 45$	
		幅 (B)	$\ominus 150$	
		敷砂利幅 (b)	$\ominus 45$	
		敷砂利厚 (t)	$\ominus 45$ (個々の場合) $X_n = \ominus 11$ (3個の平均値)	
		施工延長	$\ominus 0.2\%$ 、ただし 200m未満 $\ominus 400$	
	付帯工	それぞれの規格値による。		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの	結果一覧表によるもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、幅で20点以上のもの	左記にもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p style="text-align: center;">敷砂利</p> $t = \frac{t_1 + t_2 + t_3}{3}$	標準断面で施工する場合、現地条件から、止むを得ず高さが⊕規格値を超える場合で監督員の承諾を得た場合は合格とすることができる。